

関西医療学園専門学校 校友会会則

第一章 総 則

第1条（名 称）

この会は、関西医療学園専門学校校友会（以下、「本会」）と称する。

第2条（事務所所在地）

本会は、大阪府大阪市住吉区菟田6丁目18番13号 関西医療学園専門学校内に事務所を設ける。

第二章 目的および事業

第3条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を図り、併せて関西医療学園専門学校の発展に尽くすことを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 主として会員研修会および関西医療学園専門学校の発展に寄与する事業
- (2) 会員情報の整備および管理
- (3) 会員の懇親および慶弔
- (4) 会報等の発行ならびに広報活動
- (5) 在校生に対する就学支援等に寄与する事業
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第三章 会 員

第5条（会員の構成）

会員は、関西医療学園専門学校に入学し、会費を納入した者とする。

第6条（会費納入の義務）

会員になろうとする者は、入会に際し、第7条に定める会費を納入しなければならない。

第7条（会 費）

会費は、終身で30,000円とする。なお、関西医療学園専門学校に入学した者の会費の徴収は、関西医療学園専門学校に委託することができる。

第8条（退 会）

会員が希望すれば、申請をもって自由に退会できる。また、関西医療学園専門学校を退学しようとする者は、同時に校友会も退会扱いとなる。

第9条（会費および拠出金品の不返還）

既納の会費および拠出金品については返還しないものとする。

ただし、関西医療学園専門学校を退学しようとする者は、校友会退会申請書を提出した場合に、全額返金する。

第10条（会員名簿）

本会は、会員の氏名および住所等を記載した会員名簿を作成し、本会の事務所に備えおくものとする。

第四章 組 織

第11条（構 成）

本会は、関西医療学園専門学校が設置した学科に部会をつくることができ、東洋医療部会、柔整部会、理学療法部会、歯科衛生部会の4部会から構成する。

第12条（運 営）

第11条に規定する部会は、独自の組織として常任幹事、幹事を選出してそれぞれの会議を設け、本会との協議の上、自主的に運営を行う。

ただし、会則などの重要事項に関しては、本会理事会にて議決を得ることとする。

2 本会および各部会は、この会則に準じて会則を定めることができる。

第五章 役 員

第13条（役員の名称と定数）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 常務理事 10名以内
- (4) 理 事 20名以内
- (5) 代 議 員 若干名
- (6) 監 事 3名以内

2 会長の任期は1期2年とし、ただし再任は妨げない。ただし、3期6年までとする。

3 会長を除く、他の役員の任期は1期2年とし、ただし再任は妨げない。

4 補欠で選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第14条（役員の選出）

役員は、会員の中から選出する。

- (1) 会長は、理事会で理事の中から選出し、代議員会の決議によって任命する。
- (2) 理事は、会長が第11条に規定する部会長に諮り、会員の中から指名する。
- (3) 常務理事は会長が第11条に規定する部会長、第13条に規定する理事から選出する。
- (4) 副会長は会長が第13条に規定する常務理事・理事の中から任命する。
- (5) 代議員は第11条に規定する各部会が推薦し、会長が任命する。
- (6) 監事は、代議員会で選出する。

第15条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表してすべての会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- (3) 常務理事は、会長および副会長を補佐し、常務理事会、理事会ならびに総務、財務、学術および広報に関する各種委員会などの会務を執行する。
- (4) 代議員は、代議員会の構成員として、本会の事業について審議する。
- (5) 理事は、理事会ならびに総務、財務、学術および広報に関する各種委員会活動を補助し、会務の円滑な処理を行う。
- (6) 監事は本会の財務状況等の職務執行を監査し、代議員会で報告する。
また、理事会および代議員会に出席し、意見を述べることができる。

第16条（役員解任）

理事および監事は、代議員の決議によって解任することができる。

第17条（報酬）

役員には、理事会の決定により、その職務執行を行うための報酬を支給する。

第六章 総会および会議

第18条（会議の種類）

本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 通常総会
- (2) 臨時総会
- (3) 常務理事会
- (4) 理事会
- (5) 代議員会
- (6) 各種委員会
- (7) その他

第19条（総会）

通常総会は、会員相互の親睦と知見の向上を図るため、毎年1回会長がこれを招集する。

ただし、会長が必要と認めたとき、および会員の3分の1以上の要請があった場合、臨時総会を開くことができる。

- 2 通常総会には会務を報告しなければならない。
- 3 講演会又は親睦会を同時に開催することができる。

第20条（常務理事会）

会長が常務理事会を招集し、本会の運営企画、立案を行う。

- 2 会長に事故があるときは副会長が職務を代行する。

第21条（理事会）

会長が理事会を招集し、前年度の事業報告、収支決算書、新年度の事業計画案、予算案を提出して、その承認を得なければならない。

- 2 理事会は、その運営に必要な規定を別に定めることができる。

第22条（代議員会）

代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 会長が招集し、その議長となる。
- 3 必要ときは会長が副議長を指名する。
- 4 代議員会は次の事項を決議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画および収支予算書
 - (3) 事業報告、収支決算書および会計監査報告
 - (4) 会長および監事の選出
 - (5) 役員解任
 - (6) その他重要事項
- 5 議事は総代議員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
ただし、会則の変更は総代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第23条（オブザーバー）

第18条に規定する会議には、会長が必要であると判断した場合、オブザーバーとして有識者等に出席を求めることができる。

第24条（議事録）

第18条に規定する会議の議事については、議事録を作成し、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

またこれを事務所に10年間保存するものとする。

第25条（事務職員）

会長は、校友会会務の補助として、事務職員を若干名置くことができる。

なお、事務職員の任期は雇用開始日からその年度末まで最大1年間とし、契約により更新することができる。

第七章 会 計

第26条（財 務）

本会の事業計画書および収支決算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、代議員会の承認を得なければならない。

第27条（予算配分）

第11条に規定する部会ならびに第2条に規定する支部の分配金は、財務担当理事が理事会に諮り代議員会にて決定する。

第28条（会計報告および監査）

監事は、財務担当理事から提出された収支決算報告について、年1回以上会計監査を行い、代議員会に報告しその承認を得なければならない。

第29条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

1. 2022年4月1日から、関西医療学園校友会より名称を変更して、関西医療学園専門学校校友会とする。
2. 第5条（会員の構成）については、関西鍼灸柔整専門学校に入学し、会費を納入した者を含む。
3. 第11条（4）歯科衛生部会は2022年4月1日より設立する。
4. この会則は、2022年4月1日から施行する。

1961年6月1日施行
2021年4月1日改正
2021年11月28日改正